

関係事業者 各位

糸満市長 當 銘 真 栄  
(公印省略)

糸満市下水道事業におけるウォーターPPP の導入に向けた  
マーケットサウンディングについて (依頼)

日頃から糸満市下水道事業に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、糸満市の下水道事業におきまして、ウォーターPPP (水の官民連携) の「管理・更新一体マネジメント方式【レベル 3.5】」の導入について検討を行っております。

そこで、導入検討を進めていく中で、民間事業者の参画意向、事業スキームの検討、官民の役割分担・リスク分担の検討、課題の整理等を行うことを目的として、糸満市下水道事業のウォーターPPP に関心がある民間事業者を対象に、民間市場調査 (マーケットサウンディング) のアンケート調査をインターネットにて下記及び実施要領 (別紙) のとおり実施しますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

【アンケート調査】

- 1 回答期間 令和 8 年 9 月 11 日 (金) から令和 8 年 10 月 9 日 (金) 17 時まで
- 2 回答方法 糸満市下水道事業 WPPP 導入可能性調査に係る民間市場調査 (マーケットサウンディング) 実施要領 (別紙) のとおり  
※アンケート調査票は、糸満市ホームページに掲載します。

アンケート調査フォーム

<https://logoform.jp/form/mn7P/1790075>



※希望する事業者を対象に、後日個別ヒアリングの実施を予定しております。

【共通事項】

- 1 対 象 者 糸満市下水道事業 WPPP に関心がある民間事業者  
ただし、次に掲げる要件を全て満たすことを条件とします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
  - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団をいう。）若しくは暴力団員等（同法第 2 条第 6 号に掲げる暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
  - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされて（会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、手続開始の決定を受けているものを除く。）いない者であること。
  - (4) 所在地における国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- 2 連 絡 先 〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地  
糸満市上下水道部工務課：高木 俊明  
TEL：098-840-8145  
FAX：098-994-2988  
メール：t.takagi-pe@city.itoman.lg.jp